

朝日の
社会福祉
2023



なんとかしたいを、ともに



朝日新聞厚生文化事業団

本部（東京） 〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2
TEL 03-5540-7446 FAX 03-5565-1643
大阪事務所 〒530-8211 大阪市北区中之島2-3-18

今号の内容

- ▼特集 誰もが働きやすい社会を目指して
- ▼思いやりが広がる・ひろがる遺言・遺贈
- ▼「発達障がい」とともに生きる
- ▼ヤングケアラー・貧困 子どもと家族を孤立させない
- ▼ご寄付のお願い

2023年9月11日から10月31日までの間、児童養護施設で暮らした子どもや若者の学びを支援する「子ども応援金」へのご支援をお願いするクラウドファンディングに挑戦いたしました。

目標金額の600万円は、全額を子どもたちへの給付金とする形でご支援をお願いしました。結果は、目標を大きく超える745万5000円。389人もの方々からご支援と温かいメッセージもいただきました。

日頃から支えてくださる皆さまが、子どもたちが未来に歩む原動力になり、そして、応援の輪が一層大きくなるための源です。あらためて心から感謝を申し上げます。

子どもたちへの給付額は、昨年度は6500万円を超えました。必要性から、今年度も同様の規模を見込んでいます。

さて、今号では、障がいや疾患のある子どもを育てる親の経済や就労の問題をテーマにし、反響をいただいたセミナーとその活動についてご紹介しています。また、優しさを未来に届ける手段としての遺言・遺贈も取り上げています。

引き続き皆さまにご支援・ご声援をいただければ幸いです。

このダイレクトメールは、過去にご寄付をくださった方などへお送りしています。送付停止や住所変更、同一ご住所で1通のご案内をご希望の方は、お手数ですが下記専用ダイヤルへご連絡ください。ホームページの専用フォーム（右のQRコード参照）からもお手続きいただけます。



TEL 0120-600-668

〈ご寄付の領収書についてのお知らせ〉

2023年1月1日から、領収書は、「都度発行」から「年間の合計金額での発行」に移行しました。発行時期は、ご寄付の翌年の1月末頃になります。ご理解をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

朝日の社会福祉 2023

2023年11月発行

発行者：社会福祉法人朝日新聞厚生文化事業団

デザイン・イラスト：かえるぐみ

誰もが働きやすい社会を目指して

セミナー「障がい児・医療的ケア児の親と就労」第2回

朝日新聞社内で2016年11月に発足した「障がい児及び医療的ケア児を育てる親の会」と朝日新聞厚生文化事業団は、10月21日にオンラインによる連続セミナー「障がい児・医療的ケア児の親と就労」の第2回「取り残される障がい児・医療的ケア児の親たち」を開催しました。今年7月1日の第1回に続く開催でした。同会の工藤さほ会長に、当日の様子などをご報告いただきました。

8人の社員で発足した親の会は、次第に仲間が増え、現在はマスコミのほか、医療、金融、製造、建設、アパレル、ソフトウェア、公務員、団体職員など様々な業界で働く親を中心に、社内外から200人以上が参加する会に成長しています。子どもは乳幼児から成人までおり、医療的ケア児、知的障がい、脳性麻痺、発達障がい、小児がん、難病などさまざまです。

■子どもの生涯を支えるために

私には重度の知的な遅れの伴う自閉症の15歳の娘がいます。特別支援学校高等部1年生です。一般的には、まもなく卒業おめでとうとなりますが、終わりのない育児をしている私たちはそうもいきません。娘のような子は、卒業後の方が居場所が狭まり、老いていく親は介護の負担が重くなります。私のように親の死後も子の生涯を養い続けるために少しでも働き続けたいと願う親は少なくありません。きょうだいがいる家族もいます。ひとり親の家族もいます。私たちにとって、働き続けていくことは、死活問題です。

健常児の育児支援制度は浸透して参りましたが、例えば、健常の子の発達年齢で短時間勤務は3歳まで、などと支援を区切った制度となっています。いくつになってもおむつが取れなかったり、自力で登下校できなかったりする子を育てている私たちが働き続けるためには、子の年齢で区切らない両立の支援制度が必要です。親の会では障がい児・医療的ケア児の育児と仕事の両立をめざして、情報交換をしたり、職場や行政に必要な制度の導入を働きかけたりする活動をしています。

障がい児や医療的ケア児を育てながら働く親の悩み、親の育ち、育ちながら働く親の悩み、親の育ち、育ちながら働く親の悩み...

通院・登校付き添い・夜間ケア・18歳の壁... 親に大きな負担 仕事との両立厳しく

学校の呼び出し度々 息子に寄り添いたい でも退職したら家計が

育児と仕事の両立が難しい。息子の発達年齢が低く、短時間勤務が難しい。息子の発達年齢が低く、短時間勤務が難しい...

育児と仕事の両立が難しい。息子の発達年齢が低く、短時間勤務が難しい。息子の発達年齢が低く、短時間勤務が難しい...

朝日新聞朝刊フォーラム面で、障がい児・医療的ケア児を育てている親が直面している悩みや困難についての特集記事が、3回にわたって掲載された。特集のために募ったアンケートには1400通を超える回答があった。（「朝日新聞」2023年9月3日付朝刊）

セミナーの記録を事業団YouTubeチャンネルで配信しています。

第1回 第2回

親の会への入会希望はこちら

■親子の貧困、高齢期に顕在化

今回のセミナーには、北海道から沖縄まで、当事者や福祉、教育、医療の関係者、企業の労使などから220人近くが参加しました。第1部では、佛教大学社会福祉学部の田中智子教授が「取り残される障がい児・医療的ケア児の親たち」と題して講演。親が働ける時期に働けないまま高齢期を迎えた場合の親子の貧困について話され、就労の継続について悩む参加者に貴重な視点を授けてくださいました。厚生労働省職業生活両立課の平岡宏一課長は、現在利用できる制度や国の政策の方向性について、こども家庭庁障害児支援課長の栗原正明課長は、放課後等デイサービスや児童発達支援センターの報酬改定や、「こども未来戦略方針」に盛り込まれた障害児や医療的ケア児の支援について話しました。

終了後に寄せられた参加者の感想には、「障がい児がいても働いていい、職種も限られることはないといった内容に、はっとさせられた。経験者や有識者の意見が参考になった」「不安を感じているのが自分だけでなく、現代社会における課題であることに納得した。親の立場



座談会では参加者からの質問に答えた。右から栗原正明さん、平岡宏一さん、田中智子さん、工藤さほさん、司会を務めた共同通信社編集委員の市川亨さん。

■当事者の声 社会に広げる

第1回のセミナーについては、3回にわたって連載した朝日新聞朝刊フォーラム面の初回で詳報したほか、FNNのプライムオンラインなどでも報じられました。今回も、NHKなど

で発信していくことの大切さを感じた「障がい児の親が働き続けるには労働施策と福祉施策の両方が必要だと再認識した」といった声が寄せられました。

複数のマスコミが取材に入りました。2回目のセミナーをきっかけに、新たに約60人が親の会の仲間に加わりました。だれもが働きやすい、風通しのよい多様性を認め合う社会を目指して、活動の輪をさらに広げていきたいと考えています。

セミナーの開催にあたっては、朝日新聞厚生文化事業団の皆さまから多大なご支援をいただきました。この場を借りて御礼を申し上げます。第3回のセミナーは、来年2月ごろに開催予定です。



工藤さほ(くどうさほ) 1972年12月生まれ。上智大学文学部英文科卒。1995年朝日新聞社入社。前橋、福島支局をへて、東京本社学芸部、名古屋本社学芸部、東京本社文化部で家庭面やファッション面を担当。2012年育休明けからお客様オフィス、2019年から編集局フォトアーカイブ編集部。こども家庭審議会教育医療等分科会委員。東京都出身。

事業団では、障がい児や医療的ケア児を育てている親が安心して働き、わが子の将来を希望を持って考えられる社会の実現をめざして、これからも取り組みを進めて参ります。

思いやりがなくなる・ひろがる遺言・遺贈

遺言や遺贈は、負のイメージを持た

れがちなテーマですが、そこには大切な人や自分自身、そして社会を思いやる温かさがあるともいえるのではないのでしょうか。

遺言や遺贈に詳しい、司法書士の村山澄江さんに、お話をうかがいました。

遺される家族のための遺言書

「遺言書なんてお金がたくさんある人だけの話でしょ？」と言われることがよくありますが、そんなことはありません。財産の多い・少ないにかかわらず、遺言書を作らなかつたことで遺された家族に迷惑をかける可能性もあります。



村山澄江さん プロフィール
民事信託・成年後見の専門家、司法書士、認知症サポーター。公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート会員。承継寄付診断士。1979年名古屋市生まれ。早稲田大学卒業後、2010年に司法書士村山澄江事務所設立。著書に『今日から成年後見人になりました』『認知症に備える』（いずれも自由国民社）など。生前対策の対応実績1300件以上。

まず、遺言書をぜひ作ってほしいのは、お子さんがいないご夫婦です。どちらかが亡くなったら「配偶者が全て相続できる」というイメージがあるかもしれませんが、状況によっては、相続財産をもらえる権利がある人は配偶者の親や兄弟姉妹、その子ども（甥・姪）まで広がってしまいます。夫婦で「お互いに全財産を相続させる」という内容の遺言書を書き合えば、万が一のときに配偶者に苦勞させずにすみます。

お子さんがいる場合でも要注意です。両親の死後、子どもだけで話し合いになった途端に「お姉ちゃんの方が学費を多く出してもらっていたんだから、遺産は少なめでいいでしょ」などと言いがいになり、関係がこじれてしまうケースは少なくありません。親の介護や相続をきっかけに疎遠になってしまったきょうだいも出てきました。例えば「2人で仲良く半分ずつ分けてね」という内容の親の思いが書かれた遺言書があれば、納得感は大大きく違ったでしょう。遺言書があることで防げる争いはたくさんありますし、相続手続きも早く終えられます。でも、いきなり遺言書を書くのはハードルが高いですよね。まずは下書きだと思って

みんなが困らないようにしておかないと。



社会の役に立てばうれしい。



ノートなどに書いてみることから始めてみてください。法的な効力は無いものの、そのようなメモがあったおかげで話し合いがまとまりスムーズに遺産を分けられたケースもあります。ある程度考えがまとまってきたら、清書として遺言書を作成してみましよう。もちろん、考えが変われば何度でも書き直しできます。

う方法もOKです。私の友人の祖母は、地元の図書館に寄付したそうです。「〇〇さんの寄付で買った本です」とシールが貼られた本を子どもに見せながら、「これはあなたのひいおばあちゃんなんだよ」とお話ししたこと。次の世代へと思いがつなげていくことはとても素敵ですよ。

1万円でもOK遺言書でできる寄付

近年注目が集まっている「遺贈寄付」をご存知でしょうか？自分が亡き後の財産を社会に役立てる、「遺言書でできる寄付」のことです。亡くなったときに余っていたお金や、子どもに相続した後の残りのお金を寄付することが出来ます。今すぐ手持ちのお金が減るわけではないため、老後資金の心配をする必要はありません。

寄付先は、お世話になった学校や貧困家庭の子どもを支援する団体、ペットの保護団体など、希望するところを自由に選べます。1万円でも大丈夫。「1万円を10カ所に」とい

社会に恩返し おひとり様の遺贈

お子さんや配偶者がいない「おひとり様」も、遺言書で意思を示しておく必要性が特に高い人です。相続人がいない場合、遺産は最終的に国庫、つまり国の財産となってしまう。近年相談に来られた50代の男性は、独身でお子さんがおらず、法律上の相続人たちとも疎遠。そこで「社会に恩返ししたい」との思いから、ほとんどの財産を寄付するといふ内容の遺言書を作成しました。その寄付先の一つに、児童福祉に力を入れていての団体があります。男性は「自分の財産が将来子どもたちのためになるんだ」と意識できるように

なり、働きがいを感じるようになっておっしゃっていました。遺贈寄付を決めたことで、人生の活力になる方もいます。

私が初めて遺贈寄付の相談を受けたのは10年以上前のこと。臍臓がんを患った余命3カ月の女性からの依頼でした。そのときに遺贈寄付の意義を強く感じ、以来、重点的に取り組んできました。すばらしい活動をしている団体がたくさんあることも知りました。私自身も、将来は遺贈寄付をしたいと思っています。それを家族が誇らしく感じてくれたらさらに万々歳。人生の集大成としての社会貢献にもなる、心が温かくなる仕組みだと思っています。

朝日新聞厚生文化事業団では、遺贈相談等について村山さんと提携を結んでいます。遺贈についてご関心をお持ちの方は、60分の無料相談をご利用いただけます。
・ご利用は、遺贈先候補として事業団をご検討いただいている方に限らせていただいております。金額は問いません。
・詳細は寄付事務局へお問い合わせください。

ご寄付のお願い

わたしたち朝日新聞厚生文化事業団は、1923年9月の関東大震災の被災者救援活動をきっかけに設立された、非営利の社会福祉事業の実践組織です。

「だれもが支え合い、和やかに暮らせる社会を実現する」ことをミッションとして、みなさまの「なんとかしたい」という思いを、具体的な行動に変えて、困難な立場の方々に届ける活動をしています。

これからも引き続きご協力をお願いいたします。

ご寄付の使いみち



困難な状況にある子どもたちの進学や学びを支援する奨学金「応援金」を届けます



被災された方への緊急支援として役立ちます



さまざまな「当事者のつどい」でつながりをつくります

この他にも、障がいのある人や認知症の人を支える取り組みなど、幅広い活動をしています。

ご寄付の方法

クレジットカード

事業団ホームページからご寄付の手続きができます。



銀行振り込み

お振り込み前に、こちらからご寄付の登録をお願いします。



リサイクル募金

本、DVD（本はISBN書籍コードがあるものが対象）、ブランド品、貴貴金属、切手・ハガキ、骨董・絵画等をお送りいただき、査定金額の全額を事業団に寄付できる仕組みです。集荷・査定換金・募金送金は「きしゃぼん」（運営：嵯峨野株式会社）が実施。集荷申し込み、取扱品に関する問い合わせは、電話0120-29-7000〈9:00-18:00〉まで。ホームページ kishapon.com/asahi-welfare/



1,000円以上のご寄付で、お住まいの地域の朝日新聞地域面にお名前を掲載することができます（ご希望の方のみ）。

クレジットカードでのご寄付について

12月中にクレジットカードでご寄付をいただいた場合、領収書を発行する時期が翌年の1月末頃となります。クレジットカードでのご寄付の場合、寄付のお申し込みをいただいた、翌月末に決済代行会社から事業団へ入金されます。そのため、12月中に手続きをいただいた場合、翌年の1月末に事業団へ入金され、領収書の発行は翌年の1月末頃となります。

「発達障がい」とともに生きる 豊かな地域応援助成

学習や行動に配慮が必要な「発達障がい」の可能性のある小学生は、35人クラスの中に3人程度いると言われています（2022年文部科学省調べ）。その割合は増加していますが、障がいの特性への理解は十分には広まっていません。

発達障がいの人は苦手なことがある一方、際立った集中力、記憶力を発揮するなど、得意なことがある人も少なくありません。苦手なこと、困りごとを補い、安心して暮らせる環境を整えることは、本人が自分らしく暮らしていくためにとても大切です。

当事業団では、本人の苦手なことや困り事に寄り添う支援、得意分野を伸ばすために、居心地の良い環境を整備したり、家族や支援者をサポートしたりする団体に助成金を贈呈しています。

2023年度の助成団体に選ばれたのは13団体、総額1062万8600円（1団体につき100万円まで、最長3年間の助成）でした。放課後の居場所づくりや専門職のスキルアップ支援、親同士の連携と支え合いの支援、就労や生活を物心で支える支援などに取り組む団体です。

発達障がいの特性や程度は様々で、本人は困りごとを感じていても、医師による診断が下りないという場合があります。当助成事業では、診断の有無は問わず、見えにくく、制度の狭間に陥りやすい、本人が感じている「困難さ」にも寄り添い、支援しています。

2024年度も助成団体を募集

今回は、地域ぐるみで発達障がいの人を取り巻く環境を良くしようとする活動や、企業など様々な立場の組織と連携して行う活動、子どもの特性にあった学びを学校教育とつなぐ活動、当事者がサービスの受け手としてだけでなく活動を進める主体として一緒に参画する活動などに注目しています。本年度は本年度は10月22日に締め切り締め切り、92件の申し込みがありました。選考結果は、2024年1月中旬頃発表予定です。

オンラインセミナー「ヤングケアラー・貧困 子どもと家族を孤立させない」を開催

学校生活に支障が出るほど家族のケアに追われる、衣食住すら十分に満たせない困窮の中で暮らすなど、支援を必要としながら地域の中で暮らす子どもたちへ何ができるのかを考えるセミナーを、9月18日にオンラインで開催しました。

第1部では、約130名が参加し、第一線で活躍する講師の方々から、ヤングケアラーの実態や子どもたちの支援をする上で大切なことなどについて具体例を交えたお話を聞きました。

ヤングケアラーの子どもたちは、「可哀想」という印象をもたれがちですが、家族のケアをしていることの誇らしさや頑張りを認めてプラスに理解することが大切だということや、子どもの支援の主役は子どもであり、支援者は伴走支援であるべきだ、などが講師から語られました。

第2部では、数名ずつでグループワークを行いました。子どものSOSへの気づきや支援のための連携などについて、それぞれができることを一緒に考えました。

セミナー後のアンケートでは、「ヤングケアラーへの支援は、始まったばかりなのだ改めて意識した」、「具体的な実践事例をもっと知りたい」などの感想が寄せられました。今後も支援を必要とする子どもたちのための活動を続けていきたいと思っています。



グループワークでは、自分でできることなどを、ホワイトボードに書き込みました。（画像は一部加工しています）